

## 草加市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式取扱要領

平成27年3月30日  
決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、草加市契約規則(昭和39年規則第21号)第24条の規定に基づき、市が発注する建設工事の競争入札に係る入札の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一抜け方式による入札 競争入札において、該当する複数の工事の落札決定順位を設計金額、工事場所等を参考にあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となった者が提出した落札決定順位下位の工事の入札書を無効とすることにより落札者等を決定する入札方式をいう。
- (2) 工区別分割発注工事 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、工期が重複しており、限られた工事期間内の施工を実施するために、施工管理の適正化、受注機会の確保等の点から分割発注等を行う工事をいう。
- (3) 市長が必要と認める特別な場合の工事 工事の規模、工期、工程、将来にわたる緊急時での対応等工事を総合的に考慮した場合、適正な工事履行確保等の面から市長が必要と認める工事をいう。

(一抜け方式による入札)

第3条 工区別分割発注工事又は市長が必要と認める特別な場合の工事で、複数の工事が同時発注となる競争入札においては、一抜け方式による入札を行うことができるものとし、その対象となる工事については、公告又は入札説明書によりあらかじめ周知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札決定順位下位の工事において、当該複数の工事数及び参加者数の状況から、一抜け方式による入札を行うと競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み、一抜け方式による入札は行わないものとする。

(特定建設工事共同企業体による入札)

第4条 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を含む一抜け方式による入札を行う場合において、落札決定順位上位における工事で落札者等となった共同企業体の構成員が提出した落札決定順位下位の工事の入札書(他の共同企業体の構成員となり提出した入札書を含む。)は、無効とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、一抜け方式の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。